

各 位

一般社団法人 日本病院薬剤師会

HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請について（Q & A）

「HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請」に関するQ & Aを作成いたしましたので、認定申請を予定されている方は参考にして下さい。

## HIV感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請に関するQ & A

日病薬発第30-188号「専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取り扱いについて（Q & A）」も参照してください。

（問1）

認定申請の対象となる講習会は、どのような団体が実施するのでしょうか。

（答）

HIV感染症薬物療法認定薬剤師認定資格の別添3に「日本病院薬剤師会が認定するHIV感染症領域の講習会」とは、日本病院薬剤師会、日本病院薬剤師会が実施するe-ラーニング、各都道府県病院薬剤師会（ブロック開催も含む）、国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院エイズ治療・研究開発センター、HIV/AIDSブロック拠点病院、HIV感染症薬物療法認定薬剤師養成研修事業において日本病院薬剤師会が認定する研修施設が実施する講習会であると規定しています。

該当性の判断ができない場合には、認定申請書に受講した講習会・セミナー等の情報を記入し、プログラム及び受講証明の写しを添付してください。認定審査委員会で個別に審査いたします。

いずれの講習会においても、プログラム及び受講の証明となるものの添付がない場合には、無効といたします。なお、学会参加証（ネームカード）は受講の証明としては認められません。

（問2）

HIV 感染症患者に対する指導実績の要約として、どの程度の内容を記載すればよいのでしょうか。

（答）

指導実績の要約は、別に示す「HIV 感染症患者への指導実績の要約（記載例）」を参考に、薬剤師としての患者に対する薬学的介入とその成果などが明瞭になるように作成してください。（カルテや入院サマリーの写しのようなものでは不十分です。）

（問3）

HIV感染症患者に対する指導の実績に係る症例数の考え方として、「1症例」とは、1名の患者を指すのでしょうか。

（答）

1名の患者を1症例として数えてください。ただし、同一患者の場合でも、従前とは異なる治療法が実施されている場合には、別症例として取り扱うことが可能ですが、同一患者であることがわかるように記載してください。

(問4)

抗 HIV 療法導入前の指導や、日和見感染症の治療を行う際に実施した指導を、指導実績に含めることは認められるのでしょうか。

(答)

抗 HIV 療法導入前に HIV 感染症治療に関する薬物療法について指導したケースは指導実績に含めても差し支えありません。また、抗 HIV 薬の指導を含まない場合であっても、良好なコミュニケーションを通して患者の意思を尊重した服薬支援など、薬物療法を中心とした総合的な支援を行うことで、HIV 感染症の薬物療法を有効かつ安全に実施できるよう努めたケースは、指導実績に含めても差し支えありません。

(問5)

当院では、入院患者だけでなく外来患者に対する指導を数多く実施しています。HIV感染症患者に対する指導実績としての30症例に、外来患者への指導の実績を含めることは認められるのでしょうか。

(答)

HIV 感染症薬物療法認定薬剤師認定資格の別添2に記載されている、「HIV 感染症患者に対する指導」が実施されたケースであれば、指導実績に含めても差し支えありません。

(問6)

同一レジメンの抗HIV薬服用継続中の患者に対し、併用薬の追加や変更等が行われた場合、抗HIV薬との相互作用に関して説明したことを、指導実績に含めることは認められるのでしょうか。

(答)

指導実績に含めても差し支えありません。このような症例に関しては、5症例分に限り含めることが可能です。ただし、抗 HIV 薬の変更に伴って併用薬が変更された場合は、この限りではありません。

(問7)

HIV 感染症の予防啓発活動に参加した実績を、指導実績に含めることは認められるのでしょうか。

(答)

指導実績に含めても差し支えありません。その場合は、予防啓発活動5回を上限として、指導実績の要約に含めることが可能です。

(問8)

針刺し事故など HIV 曝露による抗 HIV 薬の予防内服の指導を指導実績に含めることは認められるのでしょうか。

(答)

HIV 感染血液による針刺し・切創などの職業的曝露 (oPEP : Occupational Exposure to HIV) の HIV 感染症治療に関する薬物療法について指導したケースは指導実績に含めても差し支えありません。また、非職業的曝露 (nPEP : Non-Occupational Exposure to HIV)、および曝露前予防内服 (PrEP : Pre-exposure prophylaxis) の薬物療法について指導したケースも指導実績の要約に含めることが可能です。

(問9)

HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の認定申請に提出した申請書類は、後日、申請者に返却されるのでしょうか。

(答)

申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。申請書類は、一定期間保管した後、適切に処理いたします。

なお、今回の HIV 感染症薬物療法認定薬剤師の申請に不認定となった方に限り、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールを貼付した受講証明などの写しを返却いたします。